

日本文理大学後援会支部活動費補助規程

(目的)

第1条 この規程は、日本文理大学後援会（以下「本会」という。）が設置した支部の活動を一層推進するため、活動費補助の交付について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 活動費補助の対象は、本会会則第5条第1項に規定する支部とする。

(補助金の基準と額)

第3条 活動費補助の基準は、支部の運営に対する補助とする。

2 支部の運営に対する補助額は、次のとおりとする。

- (1) 活動費補助額は、一支部につき、年額 100,000 円を限度とする。
- (2) 本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたものについては、前号の限りではない。

(申請)

第4条 活動費補助の交付を受けようとする支部は、別に定める交付申請書（様式第1号・2号・3号）を支部総会又は事業（以下「支部総会等」という。）実施の3週間前までに会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 前条の規定により交付申請書の提出があったときは、会長はその内容を審査し、補助金の交付額を決定する。

2 会長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに当該支部に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、原則として総会等の開催までに当該支部の口座に振り込む。

2 補助金の交付は、当該支部に対して原則として年1回とする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

(実績報告の提出)

第7条 第3条により交付を受けた支部は、別に定める実績報告書（様式第4号）を支部総会等実施後2週間以内に会長に提出しなければならない。

(交付の取消)

第8条 会長は、次に該当する場合、交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条に定める実績報告書を提出しないとき
- (2) 提出された実績報告書の内容に著しい不備があるとき

2 前項により交付を取り消す場合は、会長は当該支部に対し文書で通知しなければならない。

3 交付を取り消された支部は、前項に規定する文書を受け取ってから1週間以内に補助金を返金しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本会理事会の議を経て会長が決定する。

附則

この規程は、平成31年4月3日より施行する。